

第 1 2 回熊本地方裁判所委員会議事概要

第 1 開催日時等

1 日 時 平成 1 9 年 2 月 9 日(金)午後 1 時 3 0 分から午後 3 時 3 0 分まで

2 場 所 熊本地方裁判所大会議室

3 出席者

(委 員) 岩永勝義, 岩永祥三, 笠場佳江, 衛藤信行, 高木絹子, 永村俊朗,
檜木野史貴, 二平京子, 原賀雅子, 松本和雄, 松本泰道, 森岡安廣,
石井浩

(列席者) 事務局長, 民事首席書記官, 熊本簡裁庶務課長

(庶 務) 総務課長, 総務課課長補佐(書記)

第 2 議事概要

1 開 会

2 熊本地方裁判所長あいさつ

3 前回地裁委員会後の報告

前回の地裁委員会の意見交換(テーマ DV 事件について, 少額訴訟について)における意見を受けたその後の取組や今後の予定について総務課長から次のとおり報告した。

(1) DV 事件について

ア 相談窓口等を担当する機関への広報活動を実施してはどうか, という提案に対して

2 月 1 3 日(火)に開催する熊本県内の市町村の職員を対象とした裁判員制度説明会において, DV 事件や少額訴訟のパンフレット等を配付の上, 手続等について説明を行う予定である。

イ 広報用パンフレット等の見出しは, 新聞等の見出しのように 8 文字程度にするとインパクトがある, という意見に対して

今後当庁で作成する裁判員制度広報等のパンフレット等に取り入れていくた

い。

なお、この意見については、上級庁にも情報提供を行った。

ウ 県などの機関と連携して情報交換することが有益であるという意見について
現在、DV事件等の県が主催する会議等に適宜参加しているが、今後も参加し、情報交換を行っていきたい。

エ 地裁委員会で配布された資料に記載してある事件数等をもっと開示して欲しいという要望に対して

これまでも機関等からの要望に対して可能な範囲で情報提供しており、今後も要望があれば可能な範囲で情報提供していききたい。

(2) 少額訴訟について

ア パンフレット等の送付先を県内の市町村の相談窓口にも拡大してはどうかという提案に対して

最高裁判所が作成した裁判手続等についてのパンフレット等は、これまで、熊本県及び熊本市のみに送付していたが、今後は熊本市以外のすべての市町村へも送付することとした。

イ 少額訴訟がどのような紛争に向いているか分かりやすく図解するなどして広報してはどうかという提案に対して

最高裁判所から、少額訴訟を始めとした裁判手続について、手続の概要、特徴や申立ての方法等をイラストや図解入りで分かりやすく解説した「広報テーマ」が毎月1回程度送付されるので、この「広報テーマ」を県内全市町村に送付して広報誌等への掲載を依頼することとした。

ウ 弁護士会、司法書士会等に対し、裁判所の広報用記事を機関誌に掲載するよう働きかけてはどうかという提案に対して

同会等に対し、上記イの「広報テーマ」等を送付して機関誌等への掲載を依頼することとした。

4 意見交換

(民事調停について)

意見交換に先立ち、熊本簡裁庶務課長から、民事調停制度の特色、事件の種別、事件数の動向、民事調停委員の地位及びその選考、広報活動などについて説明。

その上で主に次の二点について意見を聴取。

民事調停制度を広く国民に周知し、より多く利用してもらうための方策について

民事調停委員の選考について適任者を得る方法について

主な意見は次のとおり。

(について)

- 新聞社では、N I E (教育に新聞を) の活動の一環として、月に 1 回程度、提携している学校に記者を講師として派遣して新聞の読み方、書き方などについて講義を行っているが、裁判所でも社会へ巣立つ前の高校生などを対象に、調停等に関する出前講座を実施してはどうか。
- 町内会長、自治会長や民生委員など地域に密着して活躍されている方々を対象とした調停制度の説明を行ってはどうか。高齢化社会となった現在では、そういった方々が高齢者の家を回ったりされているので、その機会に相談を受けるというケースも少なからずあると思う。
- 広報の手段として、インターネット等の電子媒体をもっと活用してはどうか。以前、私は県の広報課で財源確保のためにバナー広告の募集を行ったことがあり、思った以上に希望する企業が集まり、驚いた。それだけ、インターネット等の利用が普及しているのだと実感した。

また、私がもしもトラブルに巻き込まれたら、インターネットで情報を探す場合、「裁判所」というキーワードでは検索はかけないだろう。例えば、「金銭トラブル」等のキーワードで検索すると思う。「裁判所」や「調停」にヒットするようなキーワードにも工夫する必要がある。

- ホームページを作成する際、どんな文字にヒットするか、作成者が意識するかしないかで、随分内容が変わってくる場合がある。そういう意味で

は、裁判所のホームページがどんなキーワードで検索にヒットするか、試してみるとよいのではないか。

(について)

- 調停事件の種別によって、ふさわしい調停委員があると思う。様々な業界団体に調停委員の推薦依頼をする際、どういう経歴を持った人物がよいか、具体的にオファーすればよいのではないか。対象が絞られてくるため、推薦する側も推薦しやすくなると思う。
- 調停委員を推薦する場合、バランス感覚があり、調停能力の高い方を挙げているが、調停委員になってくれないか、と依頼しても、現職は本業の方も忙しいため、なかなか快い返事を貰えないことも少なくない。そういう点からいうと、現職を退かれた人をお願いした方がよいのではないか。
- 無職の人でも、過去の経験を蓄積した人を活用するということが大切ではないか。高齢化社会ということもあり、現役を退いた方に依頼することはよいと思う。
- 現役を退いた校長の集まりで校長会という団体があり、そこを推薦母体としていただいても構わないと思う。
- 話は逸れるが、熊本地裁では、鑑定ネットワークが構築され、当病院からも専門委員を出させてもらっている。医療は日進月歩で進歩し、最新の情報が必要となる。したがって、引退した人よりは現役の医療従事者が適任である。調停では、その辺りはどうなのか。
- 医事関係調停では、弁護士と医師各 1 名に調停委員をお願いしている。調停は訴訟とは異なり、話し合いを中心とするものだが、法律の専門家である弁護士と医療の専門家である医師が調停委員として関与することで、問題点について適切な協議ができることとなる。現在、熊本簡裁では、6 名の医師の方に調停委員をお願いしているが、医療も様々な専門

分野があるので，今後も医師の方には調停委員になっていただくようにしているところだ。

- 調停委員には様々な職業の方がいるほうがよいと思う。その意味で間口を広くしておくことは大事ではないか。ただ，公募という方法はどうやって選ぶか大変な面もあるので，勧めない。これまでの様々な行政機関や各種団体への推薦依頼を今後も継続してはどうか。推薦を得られなかった団体に対しても働きかけをすることで，「調停委員の門戸を閉ざしてはいない」ということを前面に打ち出す姿勢が大切だと思う。管内では，支部がない団体も多いので，限界があることは確かであるが，諸団体があると思うので，そういった団体に働きかけをすることはできると思う。
- 各地域のライオンズクラブやロータリークラブに投げかけてもいいのではないか。
- 間口を広くした場合，推薦を受けたが調停委員に選考されないケースも考えられる。
- 団体を通じて，応募を促すという形だとやりやすいかもしれない。
- 調停委員の資質としては，人柄も重要ではないか。知識も重要だが，調停委員の人柄が良くなければ，調停はまとまらないと思う。

5 次回のテーマ

裁判員制度について

6 次回開催期日

平成19年6月1日（金）午後1時30分